

## 資金運用規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京都予防医学協会（以下「この法人」という。）が保有する資金の安全かつ効率的な運用を図るために必要な基本方針及び手続等を定めるものとする。

(適用される財産)

**第2条** この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち不動産、無体財産権、並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除く、この法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(基本方針及び原則)

**第3条** この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払い、法令に従い忠実に職務を執行しなければならない。また、資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

2 資金運用の基本原則は、次のとおりとする。

- (1)元本回収の確実性を最重要とする。
- (2)事業経費等の支払準備資金及び想定外の資金需要に対応する流動性を確保する。
- (3)資金運用における収益の拡大化を図り、効率性を追求する。

(資金運用の対象)

**第4条** 資金運用対象は、全て円建てし、次のとおりとする。

- (1)預貯金
- (2)国債
- (3)政府関係機関の発行する債券（政府保証債・財投機関債・非公募特殊債等）
- (4)地方公共団体の発行する債券（地方債）
- (5)民間企業の発行する債券（電力債・金融債・一般事業債）

2 前項にかかわらず、理事会が前条第2項の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

(債券等の信用格付け)

**第5条** 前条第1項第5号の円建て債券は、第2項に規定する格付け機関のうち、少なくとも2格付け機関以上がA相当と格付けしているものとする。

2 格付け機関は次のとおりとする。

- (1)ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- (2)スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (3)格付投資情報センター (R&I)

(4) 日本格付研究所 (JCR)

(運用のモニター)

**第6条** 理事長は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(債券等の格付け低下による対策)

**第7条** 債券等の格下げ等により、この規程第5条に規定する格付け基準に抵触した場合には、この規程第11条に定める資金運用責任者は、その対策について理事長と協議しなければならない。

(理事会・評議員会への報告)

**第8条** 理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年1回または必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

(理事長の職務)

**第9条** 理事長は、理事の中から資金運用責任者を任命することができる。

2 理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用責任者の職務)

**第10条** 資金運用責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。

2 資金運用責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。

3 資金運用責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。

4 資金運用担当者は、第1項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附則** この規程は、令和8年3月24日から施行する。